

愛西市スポーツ施設等指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

愛西市教育委員会

目 次

1. 指定管理者制度導入の目的	1
2. 施設の概要	1
3. 指定管理者が行う管理の基準	3
4. 指定管理者が行う業務の内容	3
5. 指定管理者の指定の期間	4
6. 利用料金制について	4
7. 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱いについて	4
8. 経理に関する事項	4
9. 業務の再委託	5
10. 物品等の帰属	5
11. 募集資格等に関する事項	6
12. 公募に関する事項	7
13. 応募者の提出書類及び受付	8
14. 選定方法等審査に関する事項	11
15. 協定に関する事項	14
16. モニタリング及び実績評価に関する事項	16
17. 事務引継業務	17
18. その他	17
19. 問い合わせ先	18

愛西市スポーツ施設等指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の目的

愛西市では、施設の管理・運営に関し民間事業者のノウハウを活用して、住民（利用者）サービスの向上及び経費の節減を図るため、指定管理者制度を導入しております。

愛西市では、愛西市親水公園総合体育館、愛西市立田体育館、愛西市佐織体育館、愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場（以下「スポーツ施設等」という。）の8施設を一括に管理・運営している指定管理者の指定期間が、令和7年度末に満了を向えるにあたり前述の8施設を一括で管理・運営できる指定管理者を募集いたします。

2. 施設の概要

名 称	愛西市親水公園総合体育館（都市公園部分含む）
所 在 地	愛知県愛西市落合町上通21番地
竣工年月	平成15年7月
構 造 ・ 面 積	【体育館】 RC造S造3階建 延床面積6,710㎡ 【都市公園部分の敷地面積】 敷地面積66,156㎡（体育館及び愛西市親水公園総合運動場の面積含む）
施設内容	駐車台数526台（南側駐車場122台、東側駐車場404台（うち障がい者（愛西市親水公園総合運動場と兼用） 1階：メインアリーナ1,665㎡、サブアリーナ558㎡、トレーニングルーム333㎡、会議室1・2定員62名、会議室3定員26名、ミーティングルーム（あいさいスポーツクラブ（愛西市総合型地域スポーツクラブ）、愛西市スポーツ協会事務所）定員8名、役員控室定員8名 2階：弓道場（6人立）、ランニングコース189m、観覧席500席

名 称	愛西市立田体育館
所 在 地	愛知県愛西市小茂井町松下5番地
竣工年月	昭和50年3月
構 造 ・ 面 積	RC造一部S造2階建 延床面積3,415㎡
施設内容	駐車台数68台 1階：競技場805㎡、剣道場144㎡、柔道場144㎡、料理実習室定員64名和室30畳1室 2階：視聴覚室1室、観覧席228席

名 称	愛西市佐織体育館
所 在 地	愛知県愛西市諏訪町郷東 7 5 番地
竣工年月	昭和 5 0 年 4 月
構 造 ・ 面 積	R C 造 2 階建 延床面積 3, 6 6 0 m ²
施設内容	R C 造 2 階建 延床面積 3, 6 6 0 m ²

名 称	愛西市佐屋総合運動場（都市公園部分含む）
所 在 地	愛知県愛西市金棒町東 2 0 番地 1
竣工年月	昭和 5 6 年 1 1 月
構 造 ・ 面 積	敷地面積 3 0, 2 5 1 m ²
施設内容	駐車台数 2 1 5 台（東側 1 5 0 台、西側 6 5 台） 軟式野球（ソフトボール） 2 面、テニスコート 3 面

名 称	愛西市佐屋スポーツセンター
所 在 地	愛知県愛西市稲葉町米野 2 8 1 番地 1
竣工年月	昭和 4 2 年 8 月
構 造 ・ 面 積	敷地面積 8, 0 6 8 m ²
施設内容	駐車場なし ソフトボール 1 面

名 称	愛西市親水公園総合運動場
所 在 地	愛知県愛西市落合町上通 2 1 番地
竣工年月	平成 1 7 年 4 月（テニスコート）、平成 1 8 年 4 月（多目的広場）、平成 3 0 年 5 月（フットサルコート）
構 造 ・ 面 積	敷地面積 1 2, 9 4 4 m ²
施設内容	駐車台数 5 2 6 台（愛西市親水公園総合体育館と兼用） サッカー 1 面、テニスコート 3 面、フットサルコート 2 面

名 称	愛西市八開運動場
所 在 地	愛知県愛西市江西町川原 7 番地
竣工年月	昭和 5 7 年 9 月
構 造 ・ 面 積	敷地面積 3 , 9 2 2 m ²
施設内容	駐車場なし 運動場 (3 面)

名 称	愛西市佐織総合運動場
所 在 地	愛知県愛西市鷹場町孫田 1 番地 1
竣工年月	昭和 5 5 年 8 月
構 造 ・ 面 積	敷地面積 2 9 , 1 7 5 m ²
施設内容	駐車台数 2 3 7 台 軟式野球 2 面、ソフトボール 2 面、テニスコート 3 面

3. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、以下の項目に留意するとともに、愛西市体育館・愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び規則、愛西市学校体育施設の開放に関する条例及び規則並びに愛西市都市公園条例及び規則をはじめ関係する法令及び条例等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理・運営に努めるものとします。

なお、管理の基準に関する細目事項は、協議のうえ協定で定めます。

- (1) スポーツ施設等の開館時間、休館日及び利用制限並びに利用許可について
当該スポーツ施設等に関する条例及び規則の規定に従うものとします。

なお、指定管理者は教育委員会の承認を受け、開館（場）時間及び休館（場）日の臨時的な変更並びに臨時の休館（場）日を定めることができるものとします。

- (2) 個人情報の保護について

指定管理者は、個人情報の適正な管理にあたり、個人情報の保護に関する法律（令和 5 年法律第 7 9 号）及び愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年愛西市条例第 3 3 号）その他関係法令等の規定に基づき、適正かつ厳正な取り扱いを遵守するものとします。

- (3) 情報の公開について

指定管理者は、情報の公開に関して市に準じた措置を講ずるものとします。

4. 指定管理者が行う業務の内容（詳細は業務仕様書参照）

- (1) 利用の許可等に関する業務
- (2) 使用料金の徴収等に関する業務
- (3) 施設・設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 施設利用者の利便性向上に資する業務
- (5) 愛西市学校体育施設の開放に関する業務

- (6) 愛西市夏休み学校プール開放に関する業務
- (7) 緊急時の対応に関する業務
- (8) 事業計画及び事業報告に関する業務
- (9) モニタリング・自己評価に関する業務
- (10) 市及び市の関係機関の実施事業に対する協力業務
- (11) スポーツ施設予約システムに関する業務
- (12) その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

5. 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

なお、指定管理期間中であっても、老朽化等により施設の大規模改修等を実施する事となった場合には、指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更を協議するものとします。

また、施設の大幅な見直し等があった場合については、違約金、損害賠償は支払いません。

6. 利用料金制について

本件は利用料金制を適用することとし、利用料金及び事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、利用料金基準額（実績評価委員会において承認を得た利用料金及び事業収入を協定の上、定めた額（前年度基準額から増減額5%以内）。）を決算額が上回った場合、その30%以上を市に納付するものとします。

また、条例改正等で施設利用料金を改定した場合は協議のうえ、改正後の施設利用料金収入額を年度ごとに設定し、設定額を超えた増収額分を市へ納付することを年度協定において締結することとします。

利用料金については、当該スポーツ施設等に関する条例に定める範囲内で、市長の承認を得た金額とします。

なお、学校体育施設の開放に関する使用料は全額市へ納付するものとする。別途、学校体育施設の開放の利用に係る収納事務受託者証を市が発行します。

7. 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱いについて

令和8年4月1日以降の使用分で、令和8年3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金は、指定期間満了後、収入証拠書類とともに受領してください。

また、令和11年4月1日以降の使用分で、令和11年3月31日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。

8. 経理に関する事項

(1) 費用負担について

管理運営業務にかかる経費は、愛西市（以下「市」という。）が指定管理者と締結した協定に基づいた金額を指定管理者に支払い、指定管理者が個々の経費の支出を行うもの

とします。ただし、市が直接行う次の業務にかかる経費については、市が負担するものとします。

ア 施設及び付帯設備の1件100万円以上（消費税等を含む）の小破修繕費

イ 大規模修繕費

ウ その他、協議で定める経費

（2）指定管理料について

ア 指定管理料の金額

スポーツ施設等の指定管理料は、施設の指定管理業務に係る経費から利用料金等の施設運営収入を減じた額として事業者から提案のあった金額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務を開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議のうえ、決定するものとします。

指定管理料の上限は、指定期間中513,590,000円（消費税等含む）とする。

また、指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

イ 指定管理料の支払い

指定管理料は、原則として月ごとに指定管理料を12分割した金額を支払うこととしますが、支払時期や方法の詳細については締結する協定に定めるものとします。

ウ 管理口座

経費及び収入は、指定管理業務専用の口座で管理するものとします。

指定管理業務の実施に係る経費事務を行うにあたり、指定管理者が行っている他の事業とは独立した会計帳簿書類及び経理を明確に区分するとともに、経費書類を開示するものとします。

9. 業務の再委託

指定管理業務の包括的な再委託については不可とします。

個別業務の再委託については市と事前協議し、承認を得るものとし、再委託した場合は契約金額の記載のある契約書又は請書等の写しを仕様書とともに市に提出するものとします。なお、業務の一部を再委託した場合においても、その業務が適切に実施されないことの責めは、指定管理者が負うものとします。

再委託業務の請負業者はできる限り市内業者を活用するよう努めることとします。また、愛西市暴力団排除条例（平成24年愛西市条例第1号）に基づく排除措置をうけていないこと。

10. 物品等の帰属

指定管理者が指定管理料で取得した消耗品、設備（修繕により、結果として取得した設備を含む。）（以下「消耗品等」という。）の所有権は、市に帰属する。

なお、リースで契約した物品について指定期間終了までに市、指定管理者及び次期指定管理者が協議をし、引継ぐことができる。

ただし、これらの消耗品等のうち、次期指定管理者が不要と認めたものについては、

市、指定管理者及び次期指定管理者が協議し、指定期間終了までに指定管理者の負担により撤去するものとする。

また、指定管理者が指定管理料以外の経費で取得し、本業務に使用している消耗品等及び備品の所有権は、指定管理者に帰属する。指定管理者は、指定期間終了までに指定管理者の負担により撤去するものとする。

ただし、これらの消耗品等のうち、次期指定管理者が必要と認めたものについては、市、指定管理者及び次期指定管理者にて協議し、指定管理者が現状のまま次期指定管理者に譲渡するものとする。

11. 募集資格等に関する事項

応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）若しくは事業グループ（2団体以上で構成する共同事業体をいう。以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けません。グループで応募する場合は、グループを代表する団体等を定め、グループ応募構成表（任意様式：グループが明らかになる書類）を提出するものとします。

ただし、単独で応募した団体等はグループの構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。協同組合の組合員は1構成団体とみなします。

（1）応募資格

ア 愛西市発注業務指名停止等取扱要領（平成25年愛西市訓令第21号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による取り消しを受けていない者。

エ 指定管理者による施設の管理を、地方自治法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する市に対する請負とみなした場合、当該各条のいずれかに規定する事業禁止の規定の適用を受けていないこと。

オ 過去3年間に於いて、法令違反等により営業停止処分を受けていないこと。

カ 過去3年間に於いて、市税ほか地方税・国税等を滞納していないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続きを行っていないこと。

ク 本施設を指定期間に渡り、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されていること。

ケ 選定委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

コ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

サ 「愛西市暴力団排除条例」に基づく排除措置をうけていないこと。

シ 個人でないこと。

12. 公募に関する事項

指定管理者の公募及び選定スケジュールは以下に示すとおりです。

なお、問合せ先、Eメールアドレス、愛西市ホームページアドレスは、本書の最終ページに記載してあります。

(1) 公募の周知及び募集要項について

指定管理者の公募については、愛西市ホームページに募集要項、仕様書及び業務基準書を掲載し周知を図ります。

掲載日：令和7年7月22日（火）～令和7年9月5日（金）

(2) 公募説明会及び施設見学会について

募集要項等に関する施設の説明会を下記のとおり実施します。

施設見学会は実施しません。

説明会当日は、募集要項、仕様書、業務基準書、応募様式等は配布しませんので、愛西市ホームページから資料を印刷の上、ご持参ください。

開催日 令和7年8月4日（月）

時間 午後2時から午後4時（終了予定）まで

場所 愛西市役所（愛西市稲葉町米野308番地）
北館2階 会議室2-1・2-2

参加人数 各団体2名以内

参加申込 参加希望の方は、令和7年8月1日（金）午後3時までに出席する旨を公募説明会参加申込書【様式第18号】により、愛西市役所生涯学習スポーツ課 公募受付担当（以下「事務局」という。）までEメールにて申込みください。

(3) 公募に関する質問書の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問書【様式第19号】を下記のとおり受付します。

受付期間 令和7年8月5日（火）午前9時から8月15日（金）午後5時

提出場所 事務局

提出方法 質問書はEメールによる送付とします。

質問回答 質問に対する回答はEメールにより全応募者に送付します。

（令和7年8月25日（月）送付予定）

(4) 第一次提案書の締切日

締切日 令和7年9月5日（金） 午後5時まで

詳細は、本募集要項の「13. 応募者の提出書類及び受付」の項（8頁）を参照してください。

(5) 第一次審査結果の通知

審査結果は、第一次審査書類を提出した応募者に対してEメール及び文書により通知します。なお、グループによる応募には、グループ代表団体宛に通知します。

（令和7年9月19日（金）発送予定）

(6) 第二次提案書の締切日

締切日 令和7年10月3日（金） 午後5時まで

詳細は、本募集要項の「13. 応募者の提出書類及び受付」の項（8頁）を参照して

ください。

- (7) 第二次審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）の開催予定
令和7年10月中旬予定（プレゼンテーションは1者20分程度）

会場 愛西市役所（愛西市稲葉町米野308番地）

北館3階 災害対策本部兼会議室

- (8) 第二次審査結果の通知及び公表

優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、決定します。

審査結果は、第二次審査書類を提出した応募者に対してEメール及び文書により通知します。

また、審査の結果は、愛西市ホームページへの掲載等により公表します。

公表予定日 令和7年11月上旬予定

- (9) 仮協定の締結（令和7年11月上旬予定）

市は優先交渉権者との協議を踏まえ、指定管理予定候補者として仮協定を締結します。

- (10) 包括協定の締結（令和7年12月下旬予定）

指定管理者の指定の議案が愛西市議会において可決された後、包括協定書を締結します。

- (11) 単年度協定の締結

単年度ごとの事業実施にかかる事項を定める単年度協定を締結します。なお、協定の発効は令和8年4月1日とします。

《注意事項》

※公募説明会参加申込書等、Eメールにて申し込む場合は、ファイル形式マイクロソフトWord2016又はExcel2016で読める形式とする。

※Eメール着信確認については、メールにて送信後、開封確認等で着信確認をすること。

※着信がない場合に発生したトラブルについては一切責任を負いません。

13. 応募者の提出書類及び受付

提案時に以下のとおり書類を提出してください。

なお、各証明書は提出時から3ヶ月以内の発行のものを提出してください。

(1) 第一次提案書類

ア 指定管理者指定申請書【様式第1号】

グループでの応募の場合は、共同事業体協定書兼委任状【様式第2号】、グループ応募構成票【任意様式】及び共同事業体連絡先一覧【任意様式】を提出。

イ 事業者に関する書類

① 団体の概要【様式第3号】

② 宣誓書【様式第4号】

③ 定款、寄付行為、基本規則等設立に関し、公の認証を受けた書類

④ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書

⑤ 法人（グループ応募の場合は、構成団体毎）にあつては次の書類

・当該法人の履歴事項全部証明書

・法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税及び消費税の各納税証明書（本

社分・過去３年間）※支店等にて応募の場合は、支店等も同様に提出

- ・貸借対照表（過去３年間）
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書等（原価の明細がわかるもの）もつけてください）
 - ・キャッシュフロー計算書（過去３年間）
 - ・株主資本等変動計算書（過去３年間）
 - ・人員表〔各決算期末の常勤役員数、従業員数、臨時従業員数（パートタイマー・アルバイト）〕なお、臨時従業員数は１日８時間で一人と換算してください。
- ⑥ 法人以外の団体（グループ応募の場合は、構成団体毎）にあつては次の書類
- ・申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去２年間の収支決算書
 - ・キャッシュフロー計算書（過去３年間）
 - ・人員表〔各決算期末の常勤役員数、従業員数、臨時従業員数（パートタイマー・アルバイト）〕なお、臨時従業員数は１日８時間で一人と換算してください。

ウ 提案書

- ① 施設管理に関する基本的な考え方について【様式第５号】
- ② 事業運営に関する基本的な考え方について【様式第６号】
- ③ 応募者の経営基盤及び、これまでの指定管理実績について【様式第７号】
- ④ 管理に係る経費の縮減に関する方策について【様式第８号】

エ 提出部数

正本１部及び副本１３部

（２）第二次提案書類

ア 指定管理者指定申請書【様式第１号】

イ 提案書

指定期間内における、次に掲げる提案書を提出してください。

ただし、④事業収支計画については、各年度別に記載してください。

- ① 事業実施体制について【様式第９号】【様式第１０号】
- ② 運営管理計画について【様式第１１号】【様式第１２号】【様式第１３号】
- ③ 維持管理計画について【様式第１４号】【様式第１５号】
- ④ 事業収支計画について【様式第１６号】【様式第１７号】

ウ 提出部数

正本１部及び副本１３部

（３）提出書類の受付

ア 第一次提案書類の受付

受付期間 令和７年８月５日（火）から令和７年９月５日（金）
午前９時から午後５時まで（閉庁日は除く）

提出場所 事務局

提出方法 ・提出書類は、Ａ４判フラットファイルに綴じて、ページ番号と様式ごとにインデックスを付けてください。
・背表紙に「愛西市スポーツ施設等指定管理者・第一次提案書類」及

び「団体名」を記載してください。

- ・必要書類を上記に定める提出場所に持参してください。
- ・提出は上記方法に限り、郵送・FAX 等による提出は受理しません。

イ 第二次審査書類の受付

受付期間 令和 7 年 9 月 2 5 日（木）から令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日は除く）

提出場所及び提出方法 第一次提案書類受付と同じ

（４）留意事項

ア 書類の規格等

提出書類の規格はパンフレット等を除き原則日本産業規格 A 4 版縦とする。

また、提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等は使用してはならない。

イ 応募者の失格

応募者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合

ウ 接触の禁止

選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案に関しての個別接触は禁止します。

エ 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。

オ 団体の変更の禁止

共同事業体申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則認めない。

カ 提案内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

ク 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式第 2 0 号】を提出してください。

ケ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募団体の負担とします。

コ 提出書類の取り扱い・著作権

提示する設計図書の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、本件スポーツ施設等の指定管理者の公募において公表する場合や、教育委員会又は市が必要と認めるときには、指定管理期間中に作成した書類を含め提出書類の全部又は一部を使用及び公開できるものとします。

サ その他

- ・提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ・教育委員会及び市が提供する資料は、申請にかかる検討以外の目的で使用するこ

を禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、教育委員会及び市の承諾を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

14. 選定方法等審査に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定の方法

選定は、２段階の公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

ア 第一次審査：資格審査及び書類審査

第一次審査の通過者数は、最大５者を選定します。

イ 第二次審査：プレゼンテーション

第一次審査の通過者からプレゼンテーションによる提案内容等を聞き取り、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

(2) 審査方法

指定管理者の選定は、次項に示す外部有識者で構成する選定委員会により行います。なお、提案内容を点数化し、その合計得点の最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

また、評価の合計点数が満点の６０％に満たない場合、適格者なしとする場合があります。

(3) 選定委員会

ア 選定委員会の役割

指定管理者の指定のため、応募者から提出される審査書類について検討し、第一次審査通過者及び優先交渉権者並びに次点交渉権者の選定を行います。

イ 選定委員

愛西市スポーツ施設指定管理者選定委員会設置要綱第３条に基づく選定委員とします。

(4) 審査内容

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

	配 点	評 価 項 目	配 点
第一次審査	５０点	ア．施設管理に関する基本的な考え方について	１０点
		イ．事業運営に関する基本的な考え方について	１０点
		ウ．応募者の経営基盤及び、これまでの指定管理実績について	２０点
		エ．管理に係る経費の縮減に関する方策について	１０点
第二次審査	１００点	ア．事業実施体制について ① 実施体制・緊急時の対応 ② 業務水準の維持・向上計画、リスク回避方策	３０点
		イ．運営管理計画について ① 広報・利用促進計画 ② 利用者支援計画 ③ スポーツ教室等の事業計画	１５点

		ウ．維持管理計画について 施設、設備等の保守管理計画・補修計画 (清掃計画・外構植栽管理計画を含む)	20点
		エ．事業収支計画について ① 収入計画 ② 支出計画	10点
		オ．指定管理料について (指定管理期間中の合計額)	25点
合 計	150点		

※第一次審査の得点は、第二次審査に持ち越します。

(5) 提案内容の指示

次に記載してある内容については必ず提案様式に記載してください。

第一次審査

スポーツ施設等が市でのスポーツ活動等の振興のために寄与する役割に注目した上で、施設管理、事業運営に関する基本的な考え方及び応募者の経営基盤及び管理実績について示してください。

ア．施設管理に関する基本的な考え方について（配点10点）【様式第5号】

※施設管理に関する基本的な考え方のほかに、個別業務について、再委託又は自社実施する場合の考え方をそれぞれ記載してください。

※施設管理者・従事者（パート等を含む）の配置及び勤務体制については、①立田体育館及び佐織体育館について、施設利用がない時間は、必要最低限の人員配置とすること、②佐屋総合運動場及び佐織総合運動場については、施設利用がない場合は、職員を常駐しないことも可能とすることを踏まえ、効率的な人員配置について記載してください。

イ．事業運営に関する基本的な考え方について（配点10点）【様式第6号】

※事業運営に関する基本的な考え方のほかに、スポーツ振興を図っていく上でスポーツ施設等8施設をどのように活用していくのか記載してください。

※施設の有効的な活用について、施設の利用状況に応じて、他の市内スポーツ施設への利用促進を行うなど、施設の稼働率向上及び集約化など、効率的なスポーツ施設等の運営を行うための方策について具体的に記載してください。

ウ．応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績について（配点20点）【様式第7号】

エ．管理に係る経費の縮減に関する方策について（配点10点）【様式第8号】

第二次審査

ア．事業実施体制について（配点30点）

①実施体制、緊急時の対応【様式第9号】

※施設管理・事業運営を行う上で、施設の人員配置にあたり応募者として何か配置基準（経験・資格・経歴等）があれば記載してください。

※施設毎に、配置する人員（業務別配置人員数（正社員・契約社員・臨時職員別）、勤務時間、勤務シフト、経験年数等、有資格者を配置する場合は資格名称、業務を兼務する場合は必ずわかるように表示）を記載してください。

※利用者の安全等を確保するため、緊急時の対応が重要となります。緊急時の対応は、様々なケースが考えられるが具体的にどのように対応されるのか記載してください。それに伴う緊急時の非常連絡体制図等を記載してください。

※実施体制については、①立田体育館及び佐織体育館について、施設利用がない時間は、必要最低限の人員配置とすること、②佐屋総合運動場及び佐織総合運動場については、施設利用がない場合は、職員を常駐しないことも可能とすることを踏まえ、効率的な人員配置について具体的に記載してください。

②業務水準の維持・向上計画、リスク回避方策【様式第10号】

※施設管理・事業運営を行う上で、利用者ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供するため、業務水準の維持・向上計画を具体的に記載してください。

また、施設管理・事業運営を行う上で、様々なトラブルの発生が予想されます。

様々な事故やトラブルの発生に伴うリスク回避方策を具体的に記載してください。

イ. 運営管理計画について（配点15点）

①広報・利用促進計画【様式第11号】

※利用者に対して各施設の利用を促進するため、どの様に施設のPR・利用促進されるのか具体的に記載してください。

②利用者支援計画【様式12号】

※利用者に対してどのように支援して施設の利用向上を図るのか具体的に記載してください。

③スポーツ教室等の事業計画【様式第13号】

一般利用者の利用がない時間帯において、スポーツ施設等の設置目的に合った範囲内でスポーツ教室等を指定管理者に行っていただきます。

※施設毎に、教室の名称・実施内容・実施場所・1教室当りの実施回数・1教室当りの講師配置人数・募集人員・募集対象年齢・参加料等を具体的に提案してください。

※ここでの事業計画とは、「募集要項」及び「業務仕様書」に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、既存利用施設の利用者増を図ることを目的に企画・実施する事業をいいます。

※事業計画に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当してください。

ウ. 維持管理計画について（配点20点）

①施設、設備等の保守管理計画（清掃計画・外構植栽管理計画含む。）、補修・改善計画【様式第14号】【様式第15号】

スポーツ施設等の内、愛西市親水公園総合体育館及び愛西市親水公園運動場を除く、5施設については建設時から35年以上が経っており、施設本体、設備等の保守管理計画・補修計画が重要になります。指定管理を行っていく上で、今後の施設本体、設備等の保守管理計画・保守計画についてそれぞれ基本的な考え方を記載してください。

※利用者の安全を考え、修繕は迅速な対応が求められますが、どのように迅速に対応されるのか考え方を記載してください。

※【様式第17号】の支出計画の修繕費予想額について、提案された予算額に対す

る考え方及び年度途中で修繕費が予算額を上回った場合の修繕対応について記載してください。

※再委託業務も含めた、施設ごとの保守点検業務一覧表（業務毎に点検月、点検回数、自社実施・再委託別）を作成（任意様式）し記載してください。

また、保守点検業務を専門業者に再委託せずに自社実施される場合は、自社にて実施できる理由を業務毎に記載してください。

エ．事業収支計画について（配点 10 点）

スポーツ施設等において安定的で効率のよい施設管理や事業運営を行っていくために必要な経費の提案とその原資となる収入について具体的に提案をしてください。

①収入計画【様式第 16 号】

収入予算項目は、それぞれ施設毎（8 施設）の内訳を記載すること。

②支出計画【様式第 17 号】

支出予算項目の細科目毎に、それぞれ施設毎（8 施設）の内訳を記載すること。

《注意事項》

親水公園総合体育館トレーニング機器賃借料は、業務基準書（別紙）9 頁 2. 施設個別基準【愛西市親水公園総合体育館】（2）②イに基づき、令和 8・9・10 年度の 3 ヶ年賃借料の支払いをすること。

15. 協定に関する事項

（1）協定の締結

選定結果をもとに、市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者予定候補者として仮協定を締結します。

その後、指定管理者の指定の議案が愛西市議会において可決された後、包括協定書を締結します。

ただし、協定締結までに次に掲げる次項に該当することとなったときは、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況等の悪化により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

エ 応募資格を喪失したとき。

（2）協定の内容

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可等に関する事項

ウ 事業計画書に記載された事項

エ 利用料金に関する事項

オ 市が支払うべき経費に関する事項（指定管理料）

カ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

キ 利用料金減免の取り扱いに関する事項

ク 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

- ケ モニタリング及び実績評価に関する事項
- コ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- サ リスク分担に関する事項
- シ 保険の取り扱いに関する事項
- ス 緊急時の対応に関する事項
- セ 損害賠償に関する事項
- ソ その他、教育委員会及び市が必要と認める事項

(3) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、教育委員会及び市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりとします。

これらは、帰責事項の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。

【リスク分担に関する基本的な考え方】

種 類	リ ス ク の 内 容	負担者
法令等の変更	本事業に直接関係する関連法令等の変更	市
	指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更	指定管理者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	市
	指定管理者の事業放棄・破綻	指定管理者
不可抗力	不可抗力（暴風や豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、その他の市又は指定管理者のいずれの責に帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設や設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	市
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・執行等（市が取得するもの）	市
	上記以外の場合	指定管理者
計画変更	事業内容の変更等	市
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大	指定管理者
	急激な物価上昇	市
施設・備品損傷	指定管理者の責に帰すべき事由による場合	指定管理者

	補修又は補充にかかる費用が1件（備品は1個）あたり100万円（消費税等を含む。）未満の場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
水準不適合	協定により定めた要求水準に不適合	指定管理者
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	市
	上記以外の場合	指定管理者
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合（ただし、指定管理料を削減する場合がある）	市
減免による利用料金収入の減少	減免利用者が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合	市
	上記以外の場合（実績をもとに減免額を見込む）	指定管理者
施設利用者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理、従業員の故意・過失による利用者のけが等）	指定管理者
	上記以外の場合	市
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な施設管理による騒音・振動等の苦情等）	指定管理者
	上記以外の場合	市
指定管理施設への愛称等の付与（ネーミングライツ）に対する対応	指定管理施設への愛称等の付与（ネーミングライツ）に対する、印刷物等への対応	指定管理者

表に定めのないリスクが生じた場合は教育委員会及び市と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定する。

16. モニタリング及び実績評価に関する事項

教育委員会及び市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施します。

なお、実績評価にあたり、有識者又は専門家等からなる外部委員会を設置します。

（１）事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書（月次、四半期、年間）並びに収支報告書を作成し、教育委員会及び市に提出するものとします。書式等、詳細は協定で定めるものとします。

なお、法人等（グループ応募の場合は、構成団体毎）自体に直近の決算書を毎年事業報告書（年間）の提出時期に合わせて提出すること。

（２）モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うものとします。なお、実施時期や項目については教育委員会及び市と協議の上、定めるものとします。

また、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、教育委員会及び市は必要と認めたときに、モニタリングを行います。

（３）実績評価の実施

教育委員会及び市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する水準を確認するため、実績評価（年２回）を行います。なお、評価項目及び実施方法については、協定において定めるものとします。

（４）業務の水準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、教育委員会及び市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は、指定管理者の指定の一部又は全部の取消、業務の停止、指定管理料の減額などの措置を行うことができるものとします。

17. 事務引継業務

協定発効までの期間においては、指定管理者は必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行うものとします。

ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

18. その他

（１）指定管理者従業員が使用する駐車場については、１区画月額１，０００円を協力金として納めていただきます。

（２）指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく本件の業務を遂行できるよう引継ぐこととします。

また、教育委員会及び市の指示に基づき、施設を現状復旧して引き渡すこととします。

（３）事業の引継ぎが困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

教育委員会及び市が行う事業の改善勧告に従わないなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、教育委員会及び市は指定管理の取り消しを行うことができるものとします。その場合、教育委員会及び市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、教育委員会、市及び指定管理者いずれの責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

教育委員会及び市は、指定管理者の指定取消後、次点候補者と指定管理予定候補者としての協定締結について、協議を行うものとします。

- (4) 指定管理者が設置する自販機について、あいさいさん等のラッピング装飾について協議を行い、可能な限りラッピングを施すこと。

- (5) 指定管理施設への愛称等の付与（ネーミングライツ）に対する対応

市と民間団体等との契約により、指定管理施設に愛称等が付与された場合は、申請書等及び指定管理者が作成した印刷物に対する費用は、指定管理者が負担するものとします。

- (6) 親水公園総合体育館については、令和8年度に開催されるアジア・アジパラ競技大会の練習会場候補地となっているため、運営等について教育委員会、市及びアジア・アジパラ競技大会組織委員会と協議を行うものとする。

- (7) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、教育委員会及び市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

19. 問い合わせ先（事務局）

愛西市役所生涯学習スポーツ課 公募受付担当

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地

愛西市役所 北館 3階

電話：0567-55-7138

FAX：0567-26-5516

Eメール：syogaisports@city.aisai.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.aisai.lg.jp/>